



令和6年（2024年）7月・8月

船場に新設する学校と校区調整について

■ もくじ

1. 新設校と校区調整について
2. 新設校を施設一体型小中一貫校にする理由
3. 校区調整の検討経過

-
- 1. 新設校と校区調整について**
 - 2. 新設校を施設一体型小中一貫校にする理由**
 - 3. 校区調整の検討経過**

(1) 船場に新設する学校について

船場に新設する学校について

北大阪急行延伸線が開業し着々とまちづくりが進む船場地区は、長年の“学校空白地域”でもあり、子どもたちの長距離通学の負担軽減などのためにも、小学校を新設する必要性が生じています。

これに当たり、「船場地域に小学校を新設する」ことを令和2年に決定しましたが、全市的に小中一貫教育を推進するという観点からさらに検討を進めた結果、第五中学校を移転して新設小学校（〈仮称〉船場小学校）とあわせた、施設一体型の小中一貫校を新設することにしました。

■新設校のイメージ図



新設する校舎は・・・

- 建設予定地は市立病院移転後の跡地です。
- 第五中学校は、中学校区を中心に位置する船場地域（市立病院移転後の跡地）に移転します。新設する（仮称）船場小学校と移転後の第五中学校とをあわせた施設一体型校舎の小中一貫校を建設します。
- 運動場や体育館はそれぞれ2つずつ設けるなど、施設一体型校舎でも充実した教育環境を整備する予定です。
- 令和14年（2032年）4月の開校を目標にしています（※）。

※市立病院の移転時期の変更や、建設スケジュールの変更により、開校時期が変更になる可能性があります。

中学校区全体でみると・・・

- 中小学校と、施設一体型小中一貫校になる（仮称）船場小学校・第五中学校の3校で構成される中学校区です。
- 中小学校の卒業生も（仮称）船場小学校の卒業生も、施設一体型校舎内にある第五中学校に進学します。
- この3校をひとつの“学園”として扱い、一体となって学校運営を行います。
- 学園内の児童生徒が交流するための企画・調整や、中学校教員による小学校への乗り入れ授業の調整などを専任で行う「小中一貫教育推進コーディネーター」を配置することで、小中一貫教育に関する施策を積極的に進めます（P39に記載）。

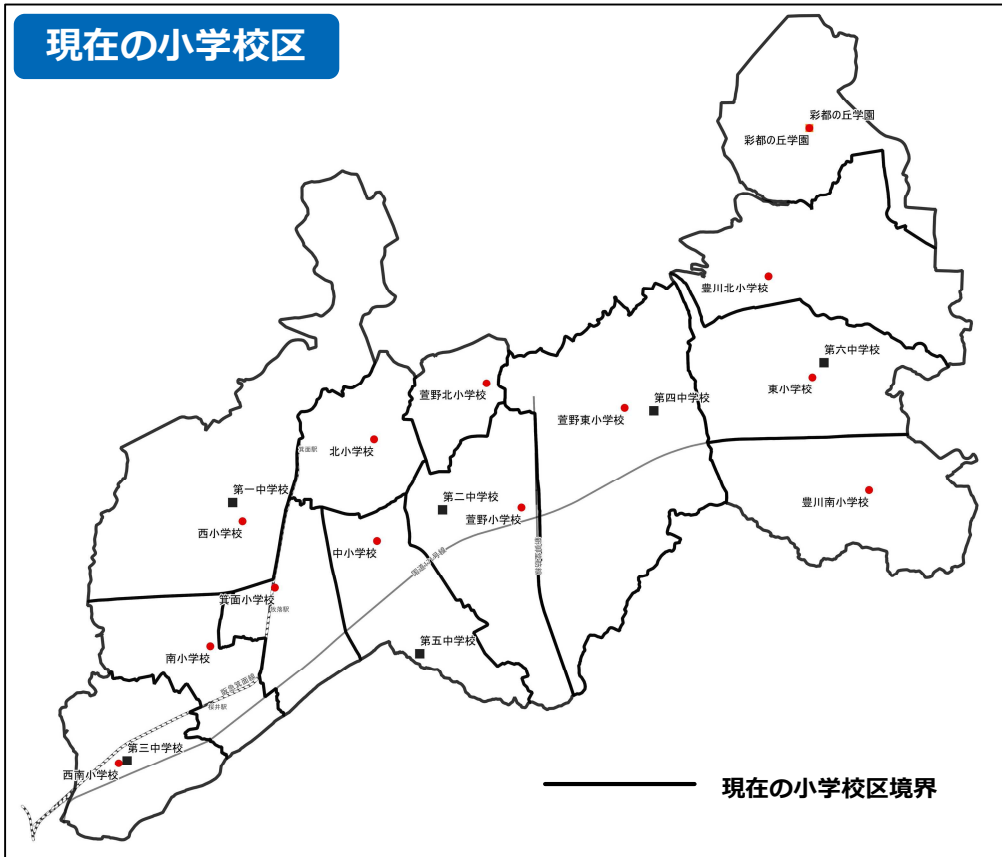
(2) 校区調整について

新しい校区について

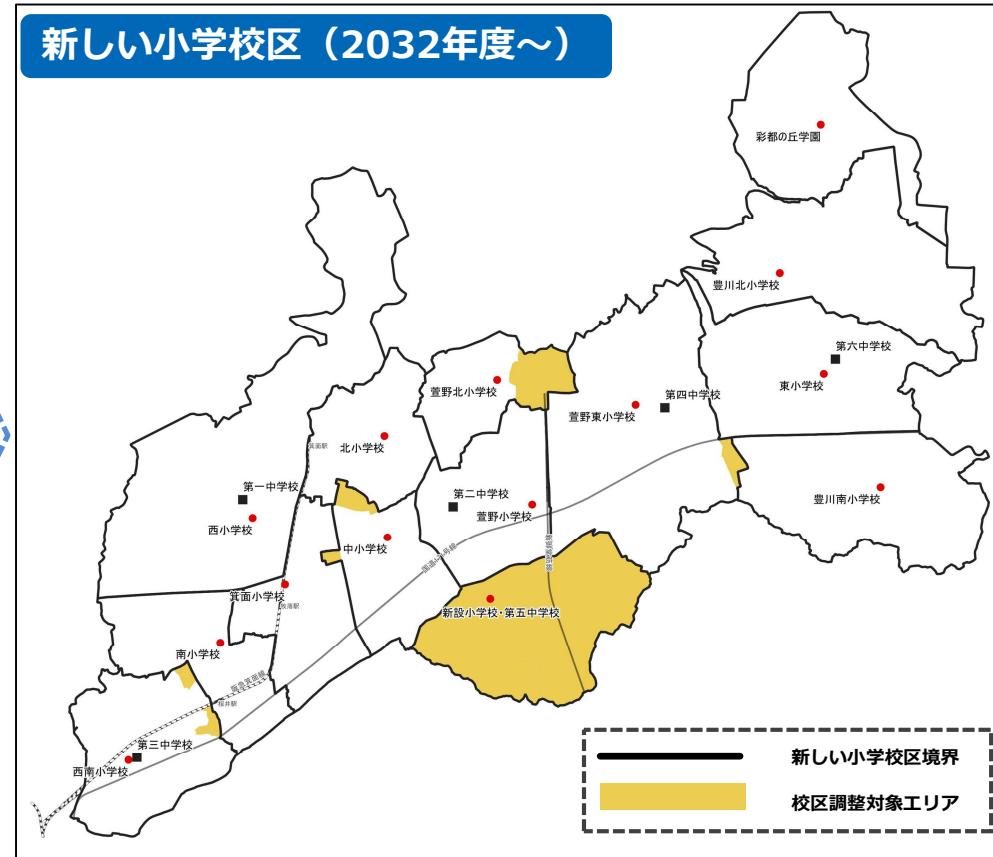
新設校の校区を新たに設定することに伴い、校区の境界を調整し、「新しい校区」を決定しました。

■ 小学校区

現在の小学校区



新しい小学校区（2032年度～）



ポイント

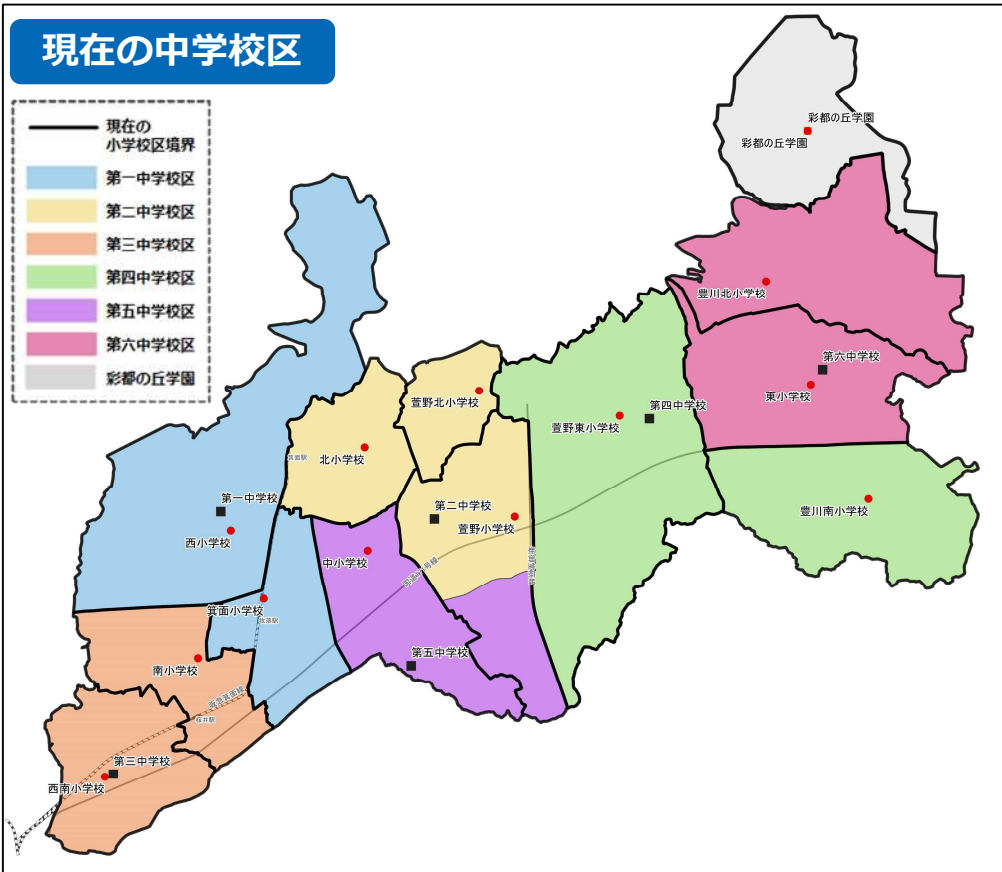
学校の新設に伴い、周辺校の校区が大きく変わることから、それに伴う校区調整を実施

※新校区の運用開始は、新設校の開校時を予定しています（現時点では、令和14年（2032年）4月の開校目標です）。

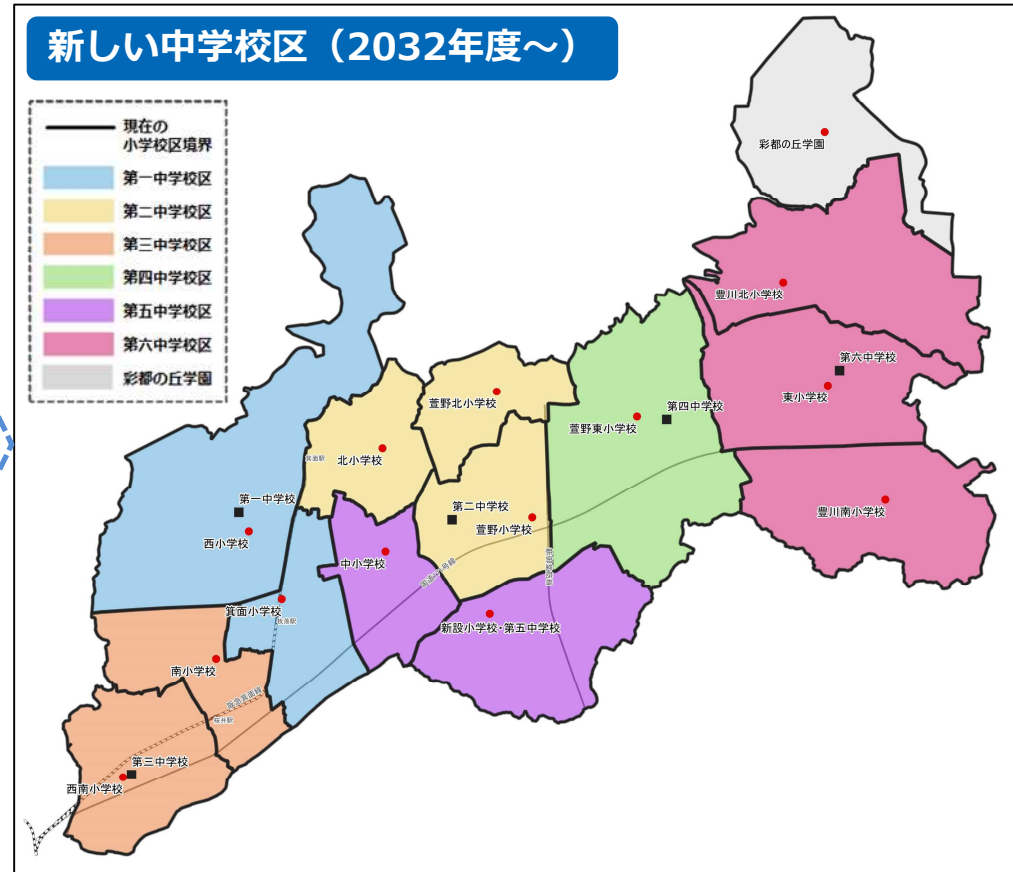
新しい校区について

■ 中学校区

現在の中学校区



新しい中学校区 (2032年度~)



ポイント

➡ 第四中学校の自転車通学を解消するため、豊川南小学校を第六中学校区に変更

➡ 新校区の運用開始により、小学校の進学先が2つに分かれる状態が解消 (豊野小学校)

※新校区の運用開始は、新設校の開校時を予定しています (現時点では、令和14年 (2032年) 4月の開校目標です)。

(3) 校区変更の経過措置について

校区変更に伴う経過措置について（全市域が対象）

令和14年（2032年）4月1日に新校区に移行した場合を例にご説明します

■ 在校生に対する経過措置

- 令和13年度末に小・中学校に在籍していた場合は、**中学校卒業まで「旧校区」の学校に通います。**
- 保護者の申請があれば、**いつでも「新校区」の学校に変更することができます。**
- 「新校区」の学校を選んだ場合、**「旧校区」の学校には戻れません**（新校区を選択した時点で経過措置の適用が終了）。


ポイント

 在校生は転校しなくてもOK。希望すればいつでも転校できる。

■ 校区変更後に小学校に入学するお子様に対する経過措置（兄弟関係の経過措置）

- 原則、「新校区」の学校に通います。
- お兄ちゃんやお姉ちゃんが「旧校区」の学校に通っているか、「旧校区」の学校の卒業生である場合は、保護者の申請があれば、**その弟や妹も「旧校区」の学校に通うことができます**（令和29（2047年）年3月31日までに小学校に入学するお子様が対象です）。

ポイント

 兄・姉との関係性を考慮して、校区変更後15年間にわたり旧校区を選択することができる。

※上記の経過措置の期限は令和14年4月1日に新校区に移行した場合の期限です。

校区変更に伴う経過措置について（全市域が対象）

■校区変更後に転入してくるお子様に対する経過措置

- 校区が変更となる地域に転入してきた児童・生徒は、原則、「新校区」の学校に通います。
- ただし、下の表に当てはまる学年の児童・生徒は、保護者の申請があれば、「旧校区」の学校に通うことができます。

転入年度	学年
令和14年度	小学校2年生～中学校3年生
令和15年度	小学校3年生～中学校3年生
令和16年度	小学校4年生～中学校3年生
令和17年度	小学校5年生～中学校3年生
令和18年度	小学校6年生～中学校3年生
令和19年度	中学校1年生～中学校3年生
令和20年度	中学校2年生～中学校3年生
令和21年度	中学校3年生

ポイント

 転入者についても、近所のお友達と同じように旧校区を選択できる。

※上記の経過措置の期限は令和14年4月1日に新校区に移行した場合の期限です。

校区変更に伴う経過措置について（豊川南小校区限定）



エリアA

豊川南小から萱野東小に
変わる地区
(中学校の変更はない地区)

エリアB

豊川南小のままだが
四中から六中に変わる地区
(中学校のみ変更となる地区)


エリアA

- 原則、第四中学校に通いますが、令和13年度末に小・中学校に在籍していた場合は、保護者の申請があれば、第六中学校に通うことができます（第六中学校を選択した場合は、第四中学校に変更することはできません）。
- エリアAへの転入者でP10の表に当てはまる学年の児童・生徒は、保護者の申請があれば、第六中学校に通うことができます。
- 兄弟関係の経過措置（P9）を申請して豊川南小学校に通っている児童は、保護者の申請があれば、中学校進学時に第六中学校を選ぶことができます。

エリアB

- お兄ちゃんやお姉ちゃんが第四中学校に通っているか、第四中学校の卒業生である場合は、保護者の申請があれば、その弟や妹も第四中学校に通うことができます（令和29（2047年）年3月31日までに中学校に入学するお子様が対象です）

ポイント

 豊川南小校区では、小学校での友人関係を考慮し、全市的な経過措置に加えて、四中か六中を選択できる柔軟な経過措置を追加

-
1. 新設校と校区調整について
 2. 新設校を施設一体型小中一貫校にする理由
 3. 校区調整の検討経過

ご説明の前に…

小中一貫教育

と

施設一体型小中一貫校

の違いについてご説明します

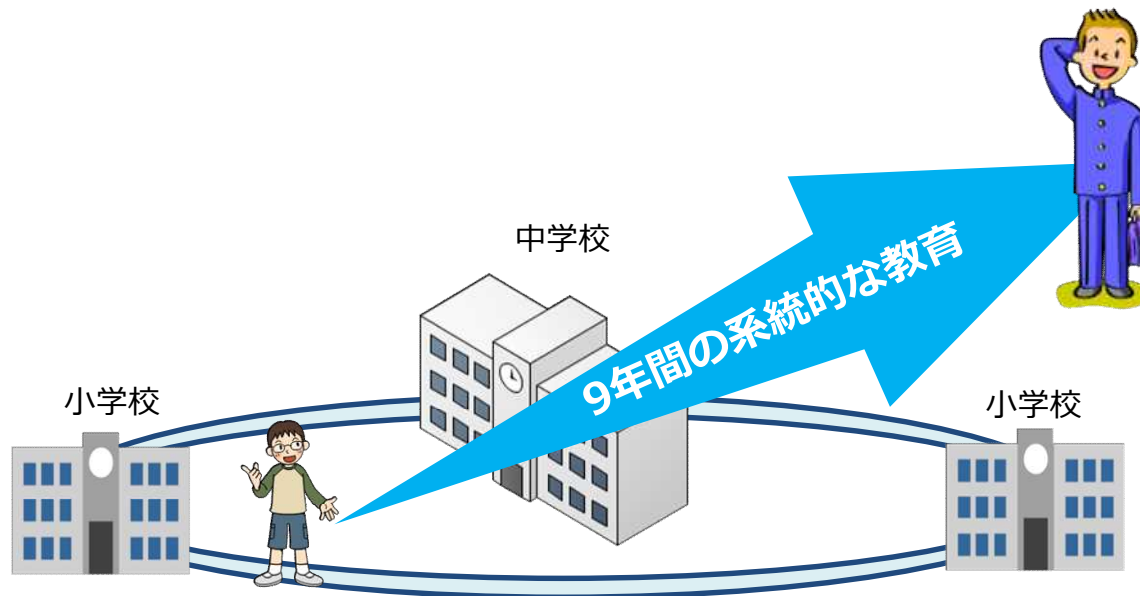
小中一貫教育とは

小中一貫教育とは

小・中学校段階の教員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育のうち、小・中学校段階の教員が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育



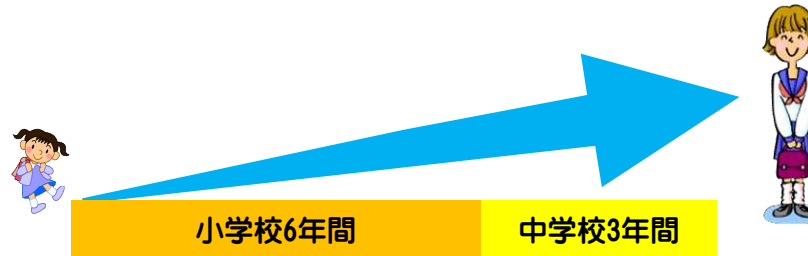
- 小・中学校教員が情報交換・交流を通じて小学校から中学校に円滑につなぐ教育
- 小・中学校の教員が同じ目標を持ち、小・中学校で分断されない、9年間を通じた指導を行う教育



小中一貫教育が求められる背景・理由

小中一貫教育の良いところ

①小・中学校で同じ方向を向いて指導することが子どもの学習に効果的



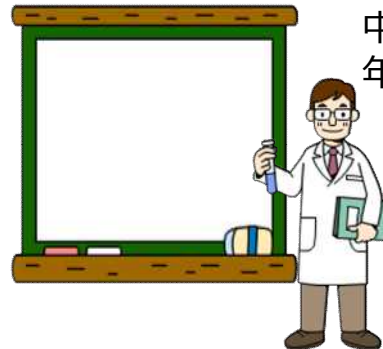
もし小学校と中学校で違う方向を向いてしまうと、指導の効果が薄い

②抽象的な思考力が高まる小学校高学年段階に、中学校のような「その教科の専門の先生」が指導して学習内容の理解をより深めることが効果的

⇒小中一貫教育の施策である「中学校教員の小学校への乗り入れ授業」などが効果的

(例)

中学校の理科教員が、小学校高学年の理科の授業で指導する。



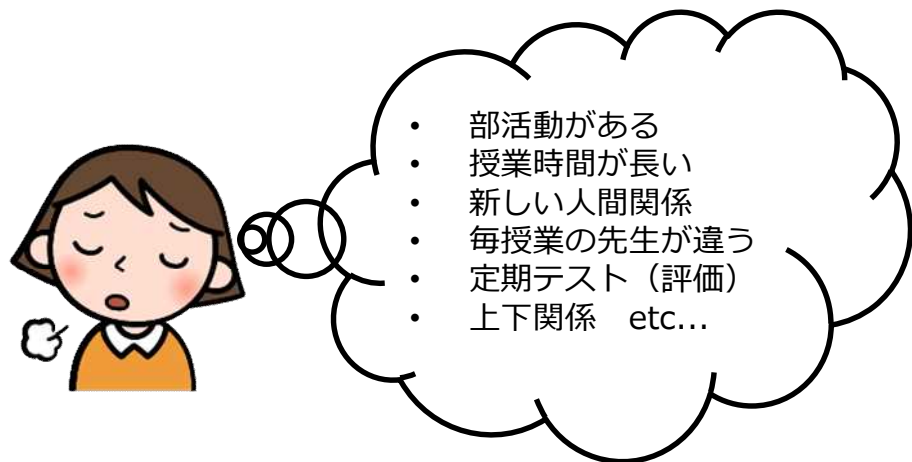
小中一貫教育が求められる背景・理由

小中一貫教育の良いところ

- ③ 小学校高学年段階から、自己肯定感が下がり学校が楽しくないと感じる子どもが増えている。この段階から中学校のように、授業ごとに違う先生が指導するなど多様な大人が関わることで、子どもの興味・関心に対応していきやすい。

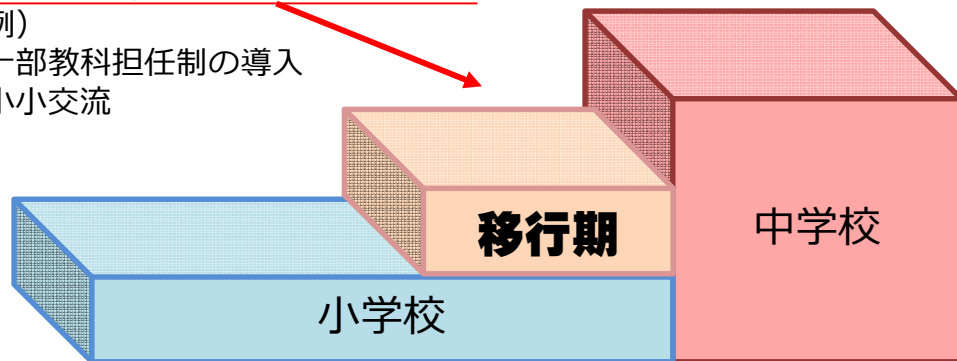


- ④ 小学校と中学校の違いを「段差」と感じ、進学時に不登校者が増える傾向にあるが、小中学校間の接続を円滑にする目的で、小中一貫の考え方が効果的



「段差」をゆるやかにするために、小学校高学年から徐々に中学校スタイルに移行

- (例)
- ・ 一部教科担任制の導入
 - ・ 小中交流



小中一貫教育が求められる背景・理由

小中一貫教育の良いところ

⑤地域社会において、年齢の離れた子ども同士の関わりが減少しているという状況下においても、学校において「多様な異学年交流」を実施することにより子どもたちの心の成長を促すことができる。



集団での遊びの機会、異年齢での関わりの機会が減少



- 年上の子は、下の子に対する思いやりの心もち、見本になろうとする意識が育ちやすい。
- 年下の子は、上の学年に憧れたり、自分の将来像をイメージしやすい。

⑥貧困・虐待など複雑な家庭環境の増加、支援教育の対象となる子どもの増加、日本語が話せない子どもの増加など、学校が抱える業務が多様化・複雑化している。

⇒小・中学校が連携・協力することで、義務教育9年間を通して子ども・家庭をサポートできる。



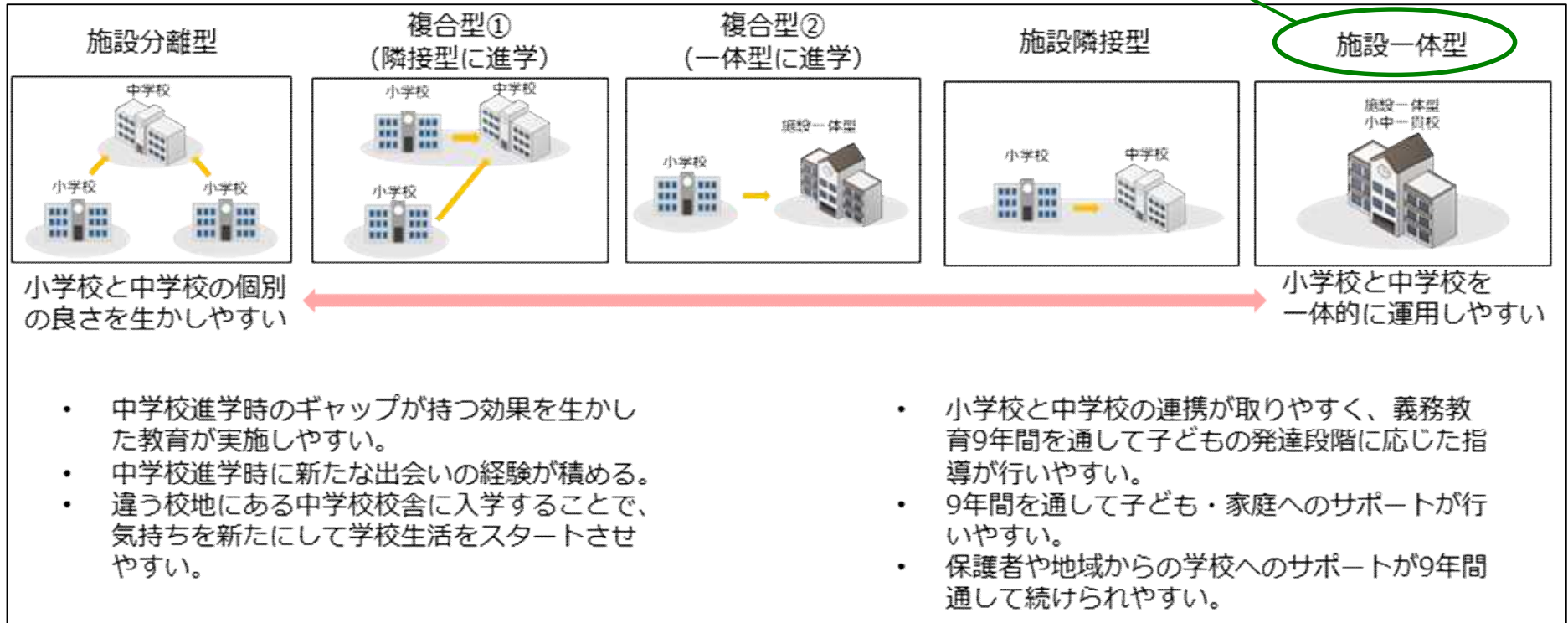
1つの学校単位ではなく、中学校区が協力して9年間をサポート

施設一体型小中一貫校とは

施設一体型小中一貫校とは

小中一貫教育を進める上で、いくつか存在する『**学校の施設形態**』のうちの1つで、小学校と中学校の校舎の全部又は一部が一体的に設置されている校舎（小学校と中学校の校舎が渡り廊下などでつながっているものを含む）。

参考：箕面市教育委員会が考える「施設形態と教育効果の相関図」



施設一体型小中一貫校とは

施設一体型小中一貫校のメリット

■子どもにとってのメリット

- 発達段階に応じた乗り入れ授業や異学年の協働学習が実施されやすいことから、子どもたちの学習意欲や自己肯定感が高まり、学力面での向上が期待できる。
- 多様な大人が子どもと関わるため、様々な側面から子どもの様子が理解されやすい。
- 小学生と中学生の交流が容易。異年齢の交流は、年下の子どもは憧れの気持ちを持ちやすく、年上の子どもは思いやりの心や自尊感情が育ちやすい。

■保護者にとってのメリット

- 1年生から9年生（中学3年生）までの見通しがききやすく、子どもの成長のイメージ、学校の様子が掴みやすい。

■学校・教職員にとってのメリット

- 子どもに関する情報交換がかなりスムーズ。小中の教員と一緒に考えられるのも良い。
- 異校種の教員と授業を組み立てることで、教員自身の知識が深まる。
- 連続した9年間の育ちの中で、子ども集団や家庭を継続してサポートし続けられる。
- 施設一体型での勤務経験は、小中一貫教育を進めようとする意識のある教職員が育ちやすい。

施設一体型小中一貫校のデメリット

- 9学年が1つの校舎で過ごすので、大規模校で施設が十分でない場合は、体育の授業や行事の調整の面で難易度が上がる（使いたいときに使えない状況が生まれる）。
- 1つの小学校と1つの中学校で構成される施設一体型小中一貫校の場合、9年間同じメンバーなので、進学経験や出会いの経験（ゲートをくぐる経験）を体験しづらい。

箕面市の小中一貫教育の現状について

箕面市の小中一貫教育の現状について

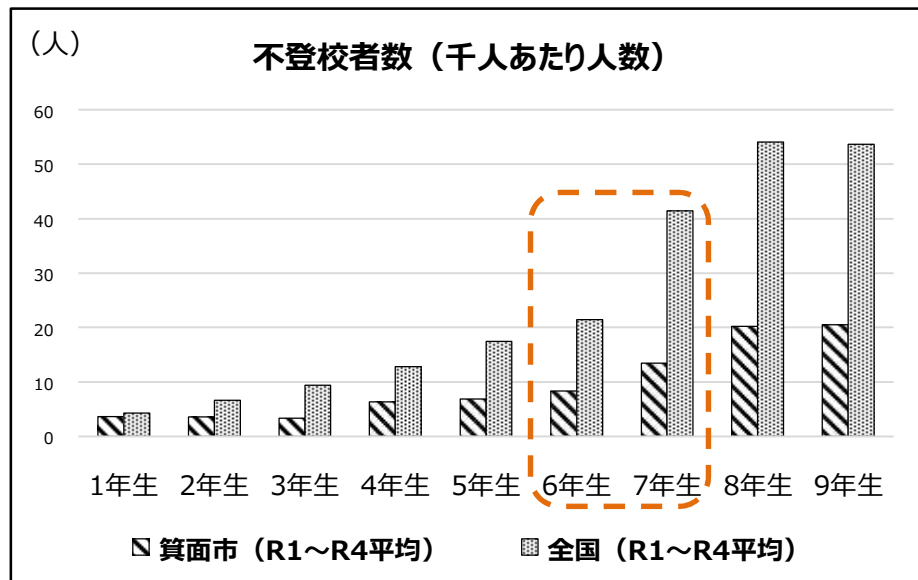
箕面市では、「義務教育に関わる全ての人々が9年間の連続性を大切に子どもたちを支えることで、子どもたちの『生きる力』と『つながる力』の育成を推し進める」ことを、小中一貫教育の目的として、**全市的に小中一貫教育を推進しています。**

■ 箕面市の小中一貫教育に係る主な取り組み

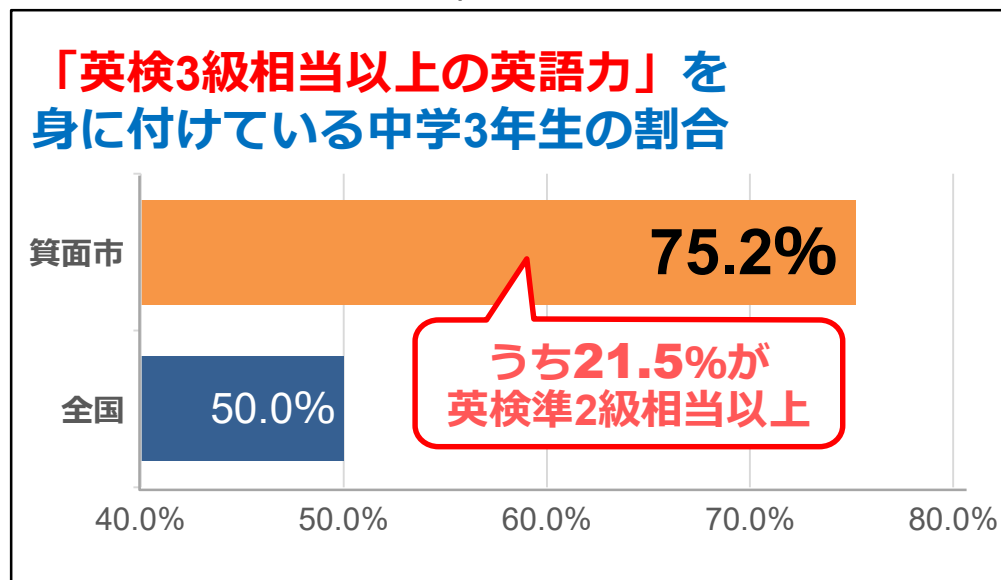
- ・ 授業を持たない生徒指導専任教員の配置により、児童・生徒へのサポートを充実（生徒指導の小中連携）
- ・ 英語教育における、幼稚園・保育園（5歳児）から9年生（中学3年生）までの一貫した独自カリキュラムの作成
- ・ 独自で箕面ステップアップ調査を実施。毎年状況を把握・分析し、9年間を通じた継続的な育成に活用
- ・ 小学校教員と中学校教員の人事交流（一部の校区）
- ・ 中学校教員が小学校高学年への指導を行う「乗り入れ授業」の実施（一部の校区）
- ・ 全小中学校での小中一貫教育推進担当者の設定
- ・ 全教員が主体的・対話的な授業を実践するための「箕面の授業の基本」により指導方法の基本を統一

■ 成果

中学校進学時のギャップを緩和（中1ギャップの緩和）

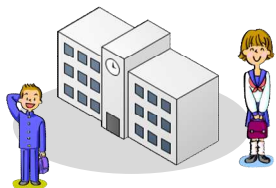


英検3級相当の合格率（R5年度）



箕面市の小中一貫教育の現状について

①施設分離型の学校（小学校と中学校が別々の場所にある学校）では、学校同士の連携の難易度が高い。



（学校へのアンケート結果）

- ・ 小中一貫教育を進めていくためには教員同士、教員と児童生徒、児童生徒同士の交流が必要だが、時間と距離の制約があり頻繁には行えない。
- ・ 中学校区でめざす子どもの姿などは共有するものの、校区内の他校の児童生徒の実態を直に把握することがなかなかできない。
- ・ 小中を自由に往来できる余裕のある教員がいない。

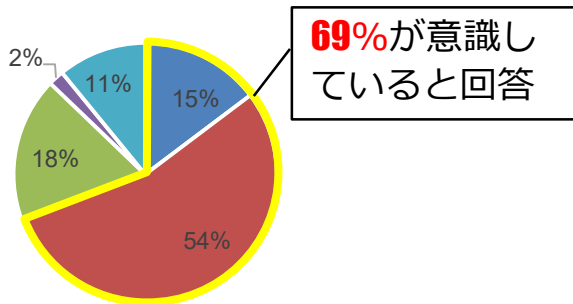


②「義務教育9年間で子どもを育てる意識」の違い

箕面市の小中学校教員へのアンケート

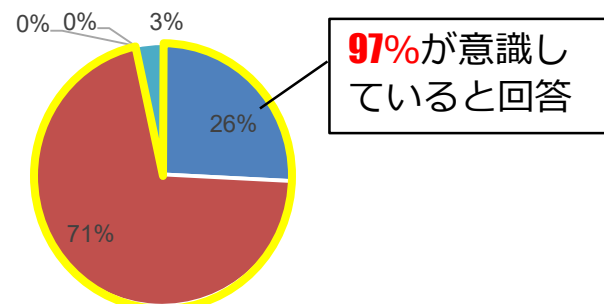
Q.あなたは子どもたちが中学校で学ぶ内容・または小学校で学んだ内容を意識した授業作りを行っていますか。

施設一体型勤務経験なし（回答数156件）



- とても意識している
- やや意識している
- あまり意識していない
- 全く意識していない
- わからない

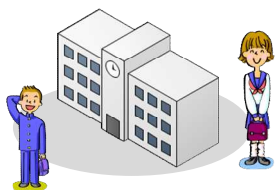
施設一体型5年以上（回答数31件）



- とても意識している
- やや意識している
- あまり意識していない
- 全く意識していない
- わからない

箕面市の小中一貫教育の現状について

①施設分離型の学校（小学校と中学校が別々の場所にある学校）では、学校同士の連携の難易度が高い。



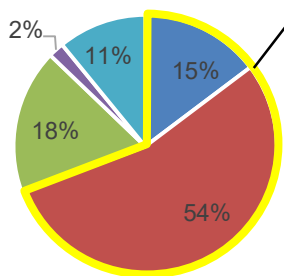
（学校へのアンケート結果）

- ・小中一貫教育を進めていくためには教員同士、教員と児童生徒、児童生徒同士の交流が必要だが、時間と距離の制約があり頻繁には行えない。
- ・中学校区でめざす子どもの姿などは共有するものの、校区内の他校の児童生徒の実態を直に把握することがなかなかできない。

箕面市の課題

施設一体型小中一貫校の方が、小中一貫教育を進めるという点で優位性がある。施設分離型での小中一貫教育をどう進めていくか

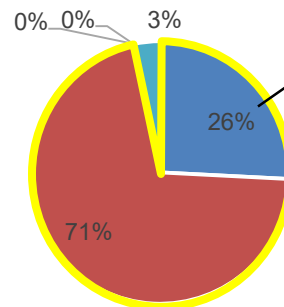
施設一体型勤務経験なし（回答数156件）



69%が意識していると回答

- とても意識している
- やや意識している
- あまり意識していない
- 全く意識していない
- わからない

施設一体型5年以上（回答数31件）



97%が意識していると回答

- とても意識している
- やや意識している
- あまり意識していない
- 全く意識していない
- わからない

新設校を施設一体型小中一貫校にする理由

新設校を施設一体型小中一貫校する理由

新設校について、一度は小学校にすると決定しましたが、「小中一貫教育の良さ」を全市的に活用していくためにはどうすれば良いかという視点でさらに検討を進めた結果、新設校を施設一体型小中一貫校にすることにしました。

①五中校区における小中一貫教育の推進

- 施設一体型小中一貫校は、小学校と中学校を一体的に運用しやすい施設形態なので、**第五中学校区において小中一貫教育の効果を発揮しやすくなります。**
- 現行の第五中学校のままでは、中学校進学後に年の離れた異学年の関わりを持つことは難しいですが、第五中学校を移転し小学校と中学校の施設を一体化した校舎とすることで、**中小学校の卒業生も含めて、年の離れた異学年の関わり・交流の機会をつくることができます。**

②全市的な小中一貫教育の推進（教職員の勤務経験）

- 「施設分離型の学校においては、小中一貫教育を推進する意識をもった教職員がいなければ、小中一貫教育を実施することは困難である」こと、また「施設一体型小中一貫校での勤務経験は、小中一貫教育を進めようとする意識のある教職員が育ちやすい」ことが、学識経験者による第三者評価で指摘されています。
- 今回、新たに施設一体型小中一貫校をつくることは、**箕面市の教職員が施設一体型小中一貫校で勤務する機会を増やし、小中一貫教育を進めようとする意識をもった教職員を増やすことにつながります。**
- 施設一体型小中一貫校で勤務した教職員が、人事異動を通じて通常の小学校・中学校で勤務することで、**新設校だけでなく全市的な小中一貫教育の推進につながっていく**と考えています。

施設一体型小中一貫校する理由

③複合型校舎における小中一貫教育の推進

- 箕面市の中学校区は、中学校と小学校が隣あっており、少し離れたところにもうひとつの小学校が配置されている「**複合型①（P18参照）**」の中学校区が複数存在します。
- 新たな第五中学校区は、施設一体型校舎となる第五中学校・（仮称）船場小学校と、少し離れたところにある中小小学校で構成される「**複合型②**」の中学校区になりますが、そのような中学校区で小中一貫教育を進める場合は特に、中小小学校と（仮称）船場小学校とで小中一貫教育の効果に差が生じないよう、**校舎間の距離の壁を埋めるための施策を進めていくことが必要**になります。
- 新たな第五中学校区では、小中一貫教育推進コーディネーターの配置をはじめとする様々な小中一貫教育施策（※）を先行的に進めていきます。その取組の手法や成果は、**市全体の小学校・中学校に活用していくことができる**と考えています。

※第五中学校区で実施する予定の施策についてはP39～46に記載しています。

④その他のメリット

- 「施設一体型小中一貫校と小学校」で構成される中学校区であるため、施設一体型小中一貫校のメリットを残しつつ、**中学校進学時に新たな出会いの経験をする**ことができます。
- 第五中学校の校舎が、中学校区の中心地に移るので、**校区の中で登校距離が極端に長い地域があるという状況がなくなります**（通学距離の平等性の向上）。
- 市立病院周辺の道路は、信号が整備されている箇所が多く、また、歩道の広さや見通しの良さからも、第五中学校の移転により、**中学生の通学の安全性が現在よりも高まる**と考えています。

今後のスケジュール

令和6年度

●基本構想・基本計画

どのような学校にするかの方針や学校規模等、設計のための条件をまとめる。

令和7年度
～9年度

●基本設計

基本計画を踏まえ、設計条件を整理し、施設の配置・機能・デザイン等を明確にしていく。

●実施設計・造成設計

基本設計に基づき、詳細な設計を進め、工事が実施できる設計図書を作成

令和10年度
～11年度

●病院解体工事

市立病院移転後、病院の解体工事を行う。

令和11年度
～13年度

●造成工事

建物を建てるための整地や擁壁工事などを行う。

●校舎建築工事

新しい校舎を建設する。

開校準備

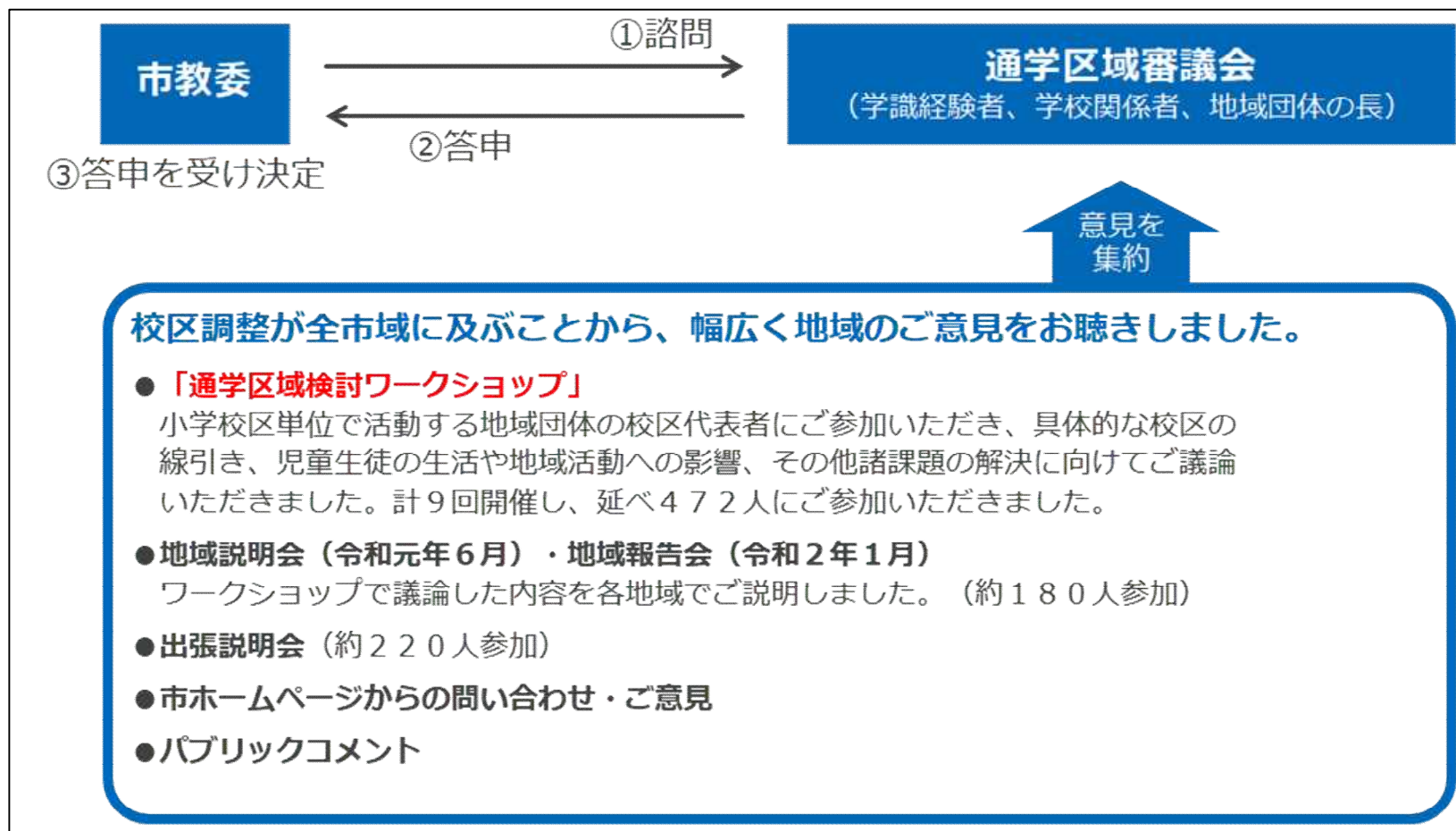
令和14年度

●新設校開校（目標）

-
1. 新設校と校区再編の結果
 2. 新設校を施設一体型小中一貫校にする理由
 3. 校区調整の検討経過

校区の検討に当たって

- 校区の検討に当たっては、市教育委員会の附属機関である「通学区域審議会」に諮問し、検討を行っていただきました。
- 通学区域審議会では、地域のかたのご意見を伺うために「通学区域検討ワークショップ」を立ち上げました。
- 通学区域検討ワークショップは、平成29年から計9回で、延べ472人のかたにご参加いただきました。
- 今回決定した校区は、そこでのご意見を参考に決定されたものです。



校区調整のポイント

■ 校区調整のポイント：長期にわたって安定的な校区をめざす

小学校区は様々な地域コミュニティの活動単位になっているため、小規模な校区調整であっても地域の皆さまを巻き込まざるを得ず、何度も行うことは現実的ではありません。

船場地域から検討を始めたとしても、それだけで市の広範囲に影響が及ぶことから、これをひとつの契機と捉え、**全市的な校区調整によって、長期にわたって安定的な校区とすることをめざしました。**



以下の視点を考慮しながら検討

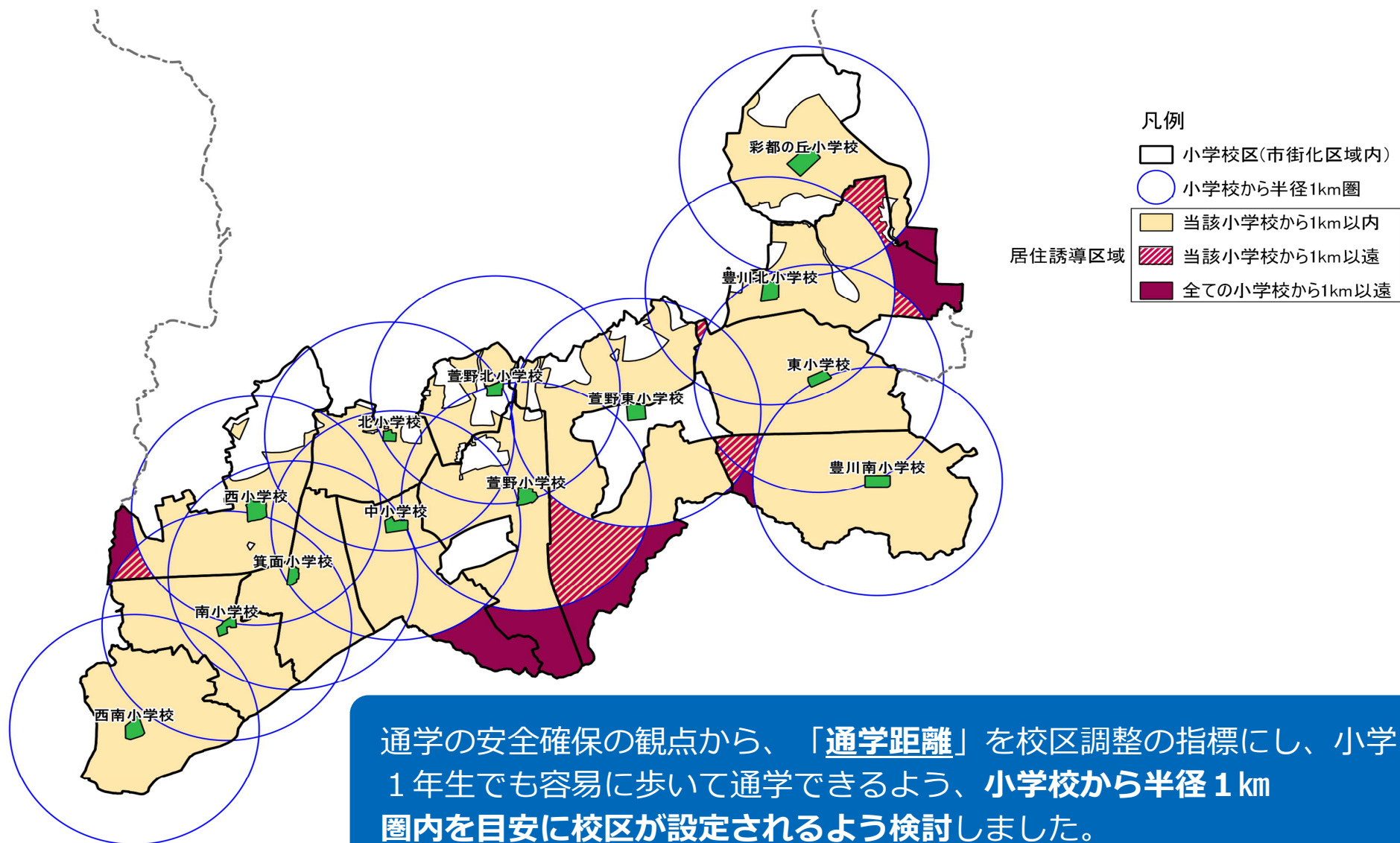
1. 通学条件の視点

通学距離が遠すぎず、歩いて容易に、かつ安全に通学できること

2. 教育環境の視点

人口増減に極力左右されない指標で校区の規模を検討すること

「1. 通学条件の視点」からの検討



「2. 教育環境の視点」からの検討

例えば、小さい学校に多すぎる児童が通うことになると、活動スペースが不足するなど教育環境が悪化してしまいます。

教育環境の観点では、**学校の大きさに対して適正な児童数**であることが重要です。

学校の大きさに対して
児童数が程良いと、
教育環境が良い



学校の大きさに対して
児童数が多すぎ過密になると、
教育環境が良くない

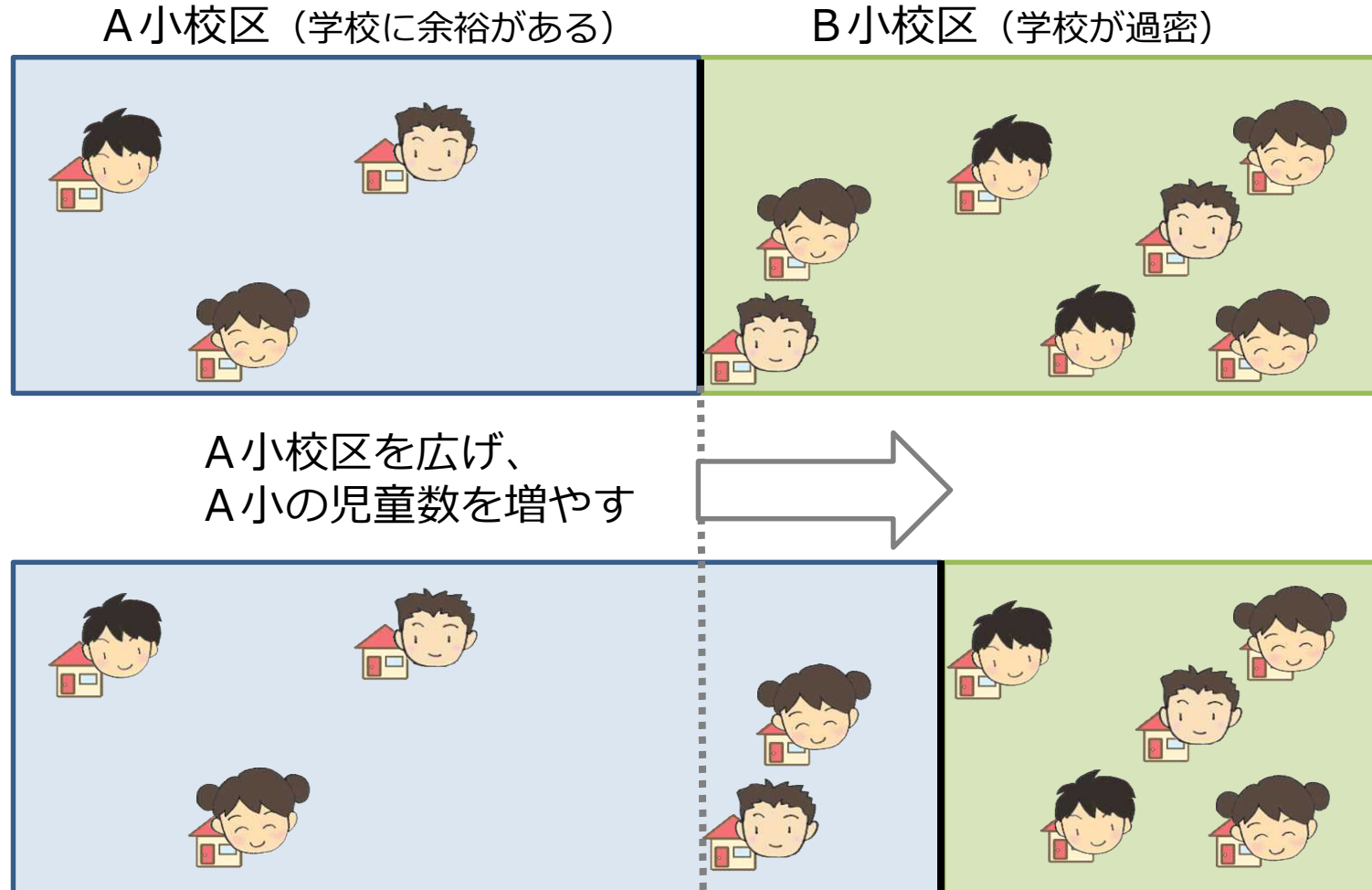


教育環境の観点からは、**「学校の過密さ加減」を均等にしていくための指標**が必要

過密さ加減の調整のしかた

学校の過密さ加減を均等にするためには、「学校の大きさ」を調整するか、「児童数」を調整することが必要ですが、箕面市においては、「学校の大きさ（敷地面積）」をこれ以上広げることは容易ではありませんので、「児童数」を調整することになります。

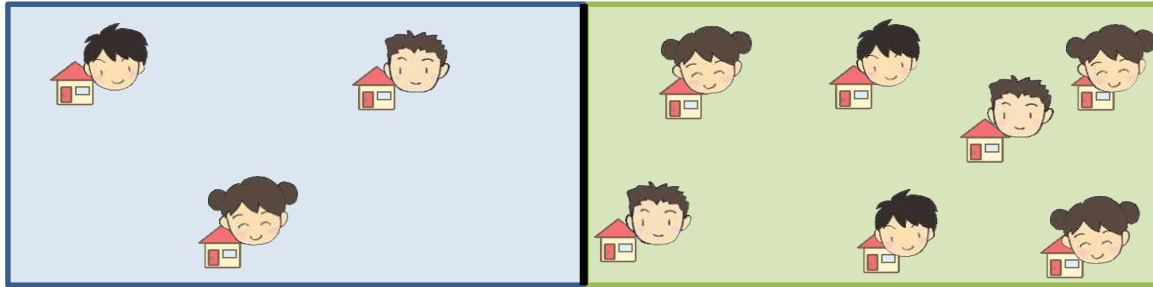
「児童数」の調整とは、すなわち、「校区」の調整です。



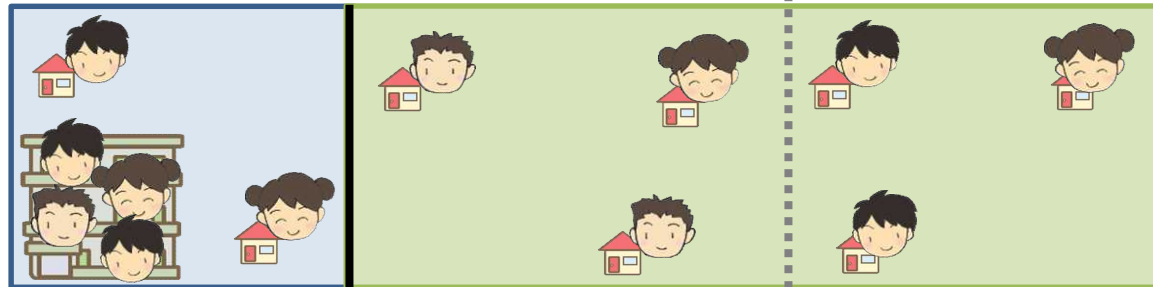
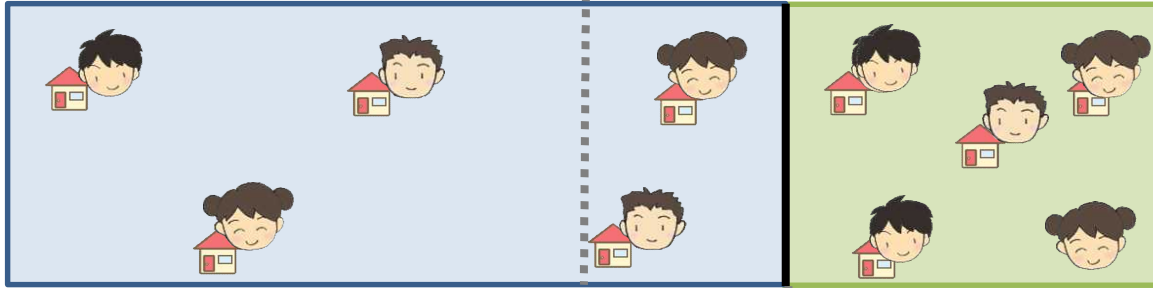
仮に、今の児童数で校区を調整すると

A小校区（学校に余裕がある）

B小校区（学校が過密）



A小校区を広げ、
A小の児童数を増やす



今の児童数に合わせて
校区を調整すると、
今の時点での過密さ加減を
均等にすることができるが、

今後、開発などで児童数に増減があれば、
また校区を調整しなければならない

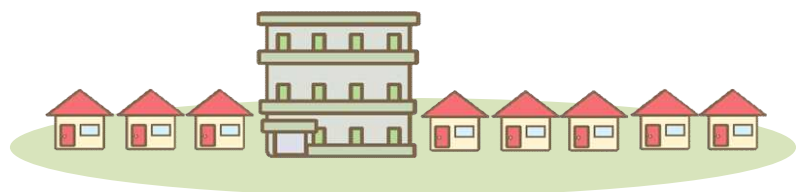


**「ある瞬間」の児童数で調整すると、
児童数が変動するたびに校区調整を
行わなくてはならなくなる**

長期にわたって安定的な校区とするためには、
人口の増減に影響されない指標を使って校区調整をする必要がありました。

「人口増減に左右されない児童数」の指標とは？

そこで、「長期的視点での児童数」を表す指標として、「校区の広さ」に着目しました。



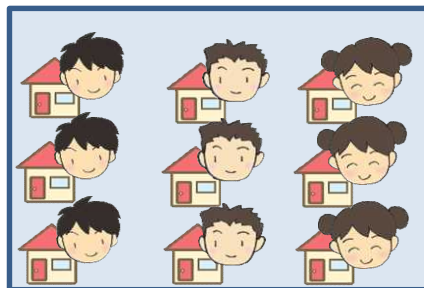
**校区の広さ =
校区に人が住むことができる容量**



容量以上にたくさん人が住むことはできないので、「校区の広さ」は、その校区の児童数の限界を示す指標になります。

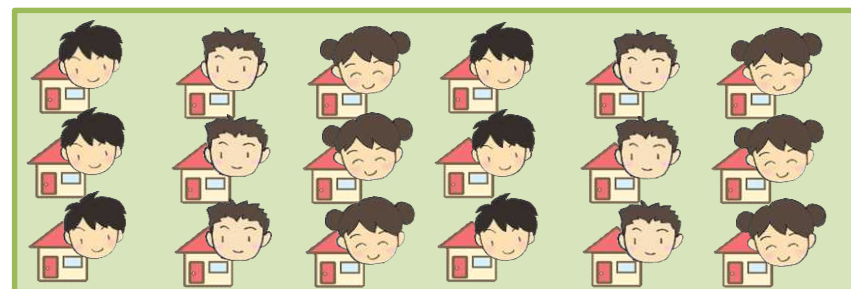
また、ある時点で実際にそこに住んでいる児童が何人だろうと、校区の容量は変わりませんので、人口増減に左右されることはありません。

校区面積が小さい



そこに住むことのできる児童数が少ない

校区面積が大きい



そこに住むことのできる児童数が多い

「人口増減に左右されない児童数」を表す指標として、「校区面積」を使用しました。

それぞれの学校で適切な教育環境を整えるために

校区面積が小さい



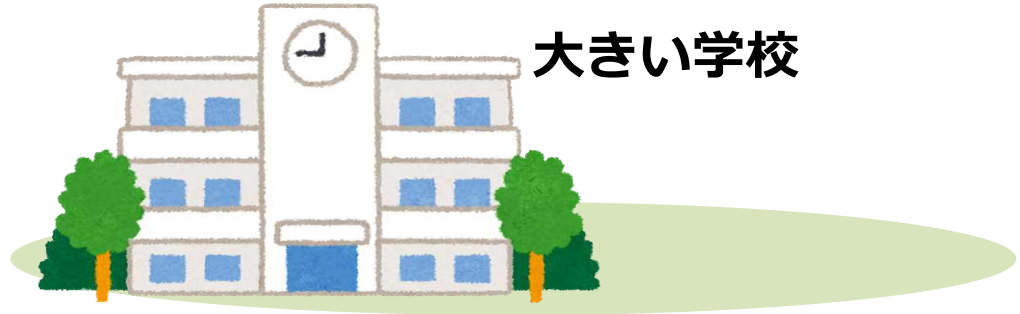
小さい学校



校区面積が大きい



大きい学校



学校敷地面積

校区面積

学校の物理的な容量を示す



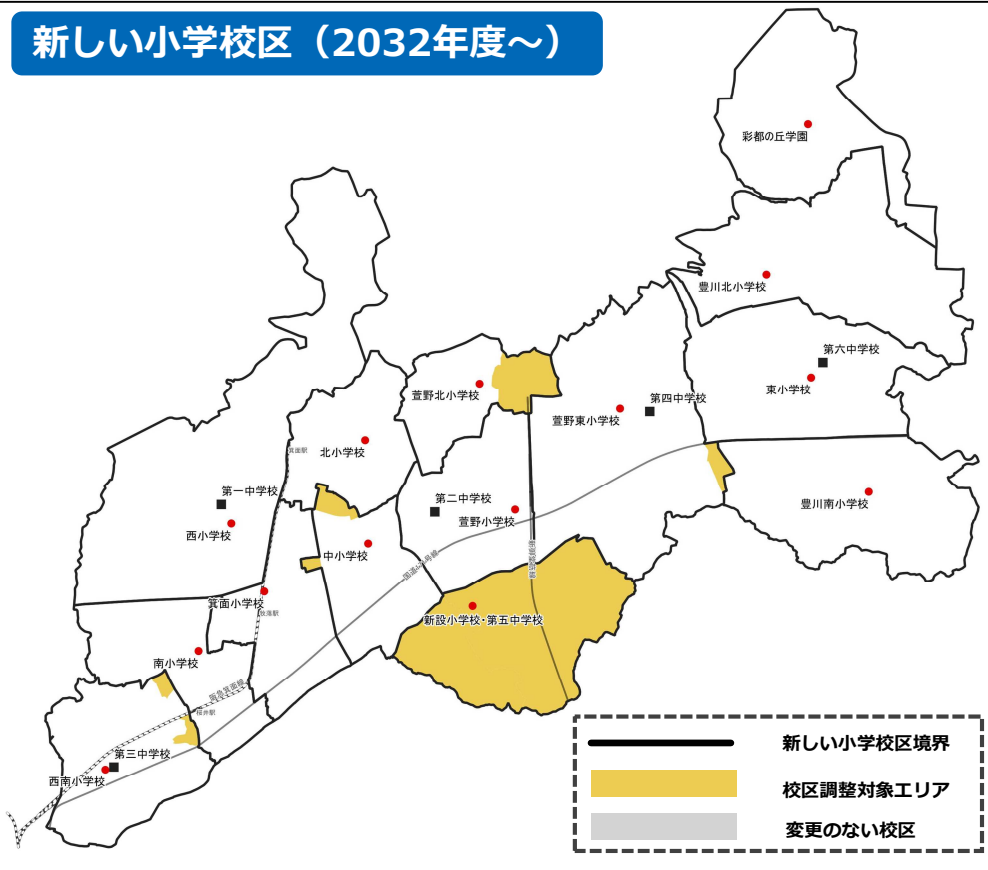
この比率が「過密さ加減＝適切な教育環境」を示す

校区に人（児童）が住むことのできる容量を示す

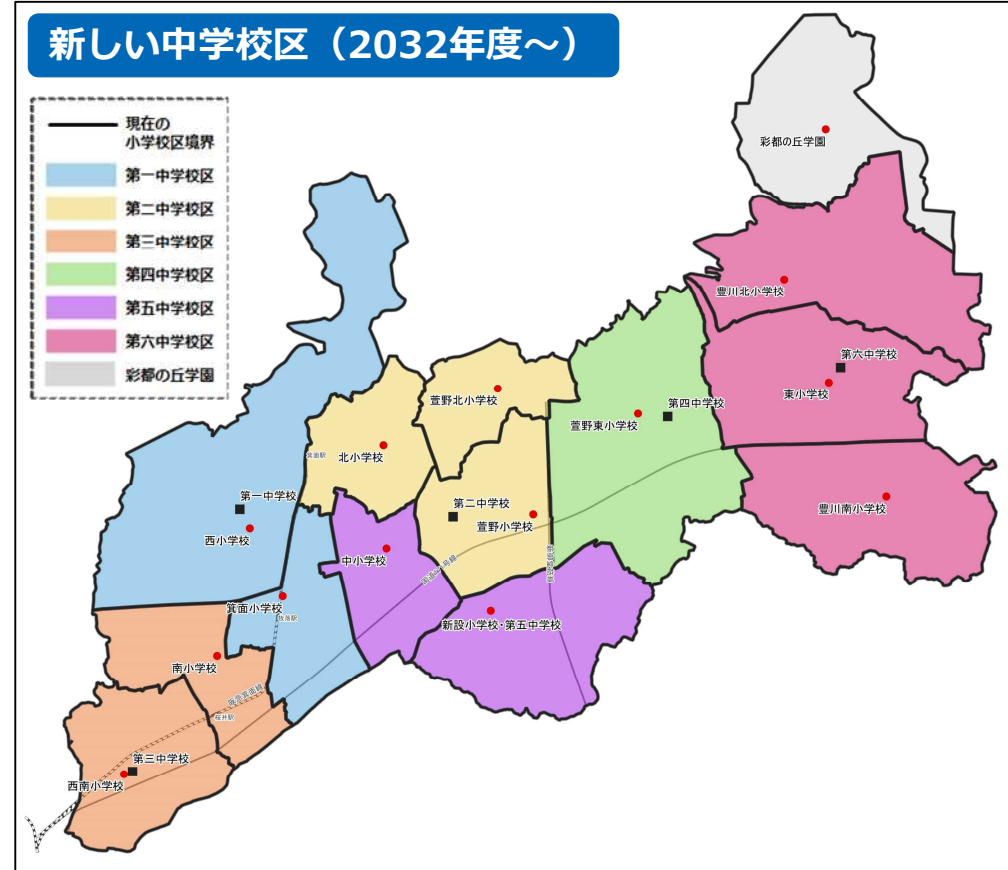
全市的な視点で適切な教育環境を保つために「**学校敷地面積／校区面積**」の値を、**各校区においてなるべく均等に**していくことをもう一つの指標として校区の線引きを検討しました。

校区の検討結果について（再掲）

新しい小学校校区（2032年度～）



新しい中学校区（2032年度～）



- ▶ 令和2年度に「新設校は小学校にする」前提で一度校区を決定しましたが、令和5年度に「第五中学校を移転し新設校と併せた施設一体型小中一貫校にする」方針が決まったことから、再度通学区域審議会を開催し、校区再調整の必要性について検討を行いました。再検討の結果、中学生の通学の安全性が向上するなどの理由から、第五中学校の移転による校区の再調整は不要との結論に至りました。
- ▶ 併せて「令和2年度の校区決定時には想定しえなかった外部環境の変化が生じていないか」「令和2年度の校区決定に至るまでの議論の過程で、通学区域検討ワークショップにて十分合意形成できなかった校区変更地域の現状はどのようになっているか」についても通学区域審議会にて確認を行い、一部地域については再調整を行いました（上の図は最終決定の校区図を掲載しています）。

ご清聴ありがとうございました。

【参考資料】

第五中学校区での実施を検討している 小中一貫教育の取組

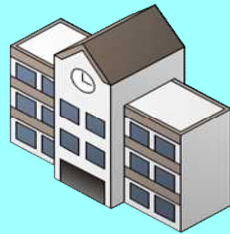
1. 学園構想

【概要】

- 中小学校・船場小学校・第五中学校で「学園」を構成します。
- 学園内の教職員は、中小学校・船場小学校・第五中学校を兼務します。
- 学園構想や兼務発令は「中学校区での取り組みを進めやすくするための枠組」であり、これだけで小中一貫教育に関する大きな効果を見込むものではありません。次ページ以降の具体的な小中一貫教育施策と組み合わせ、効果的な取り組みにしていきます。

学園構想

船場小学校・第五中学校
(施設一体型校舎)



本務：船場小学校
兼務：中小学校、第五中学校

本務：第五中学校
兼務：中小学校、船場小学校

中小学校



本務：中小学校
兼務：船場小学校、第五中学校

※兼務発令で期待される効果

- 乗り入れ授業実施のために必要な手続きが省略されるなど、取り組みのためのハードルを下げる効果があります。
- 教職員の「中学校区で子どもを育てる意識の醸成」が期待できます。

2. 中学校区全体で学園と関わる仕組みづくり

■ 学園協議会の導入

- 従来どおり、「第五中学校の協議会」「中小学校の協議会」「船場小学校の協議会」を実施することに加えて、学園全体を一体的に捉えた学園協議会も実施します。
- 家庭や地域のかたにも、学園全体の状況を知ってもらい、9年間の育ちを一緒に意識していただくことで、家庭・地域・学校の三者で協力しながら9年間を意識した育成を行っていくことを目的としています。

(開催イメージ)



※第五中学校区以外の学校についても中学校区単位の学校協議会の導入を検討しており、令和6年度以降の実施を目指しています。

■ 中学校授業参観の実施

- 中小学校の保護者も、同じ学園として、船場一貫校の授業参観に参加できます。進学前に第五中学校の様子を見ておくことで、子どもの9年生までの成長の見通しがつけやすくなるというメリットがあります（希望者のみの参加です）。

■ その他の施策（学校新設にかかる基本構想時に検討する予定の内容）

- 新設校に、中学校区の地域団体が使用できる活動拠点の整備を検討していきます。
- 地域に開かれた学校として、施設開放事業（多目的ホール・会議室・運動施設などの貸し出し）の実施を検討していきます。

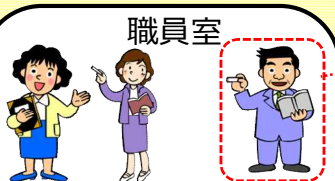
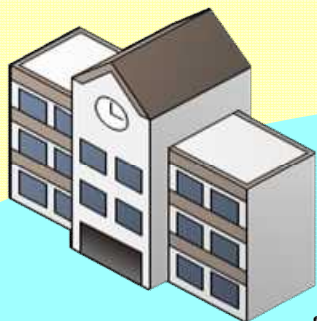
3. 小中一貫教育推進コーディネーターの配置・乗り入れ授業の実施

【概要】

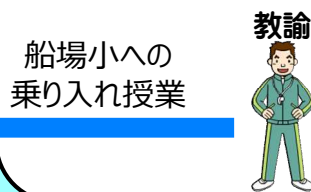
- 中小学校・船場小学校・第五中学校の連携に関する、企画・調整役として、『小中一貫教育推進コーディネーター』を配置します。
- 小中一貫教育推進コーディネーターは「小中一貫教育推進担当者」と協力し、学校連携に関する企画・運営や、乗り入れ授業のための調整業務を行います。
- またコーディネーターとは別の教員が、第五中学校から中小学校・船場小学校への『乗り入れ授業』を実施します。
- これらのコーディネーター業務や乗り入れ授業の時間を捻出するため、1名の教員を追加で配置します。

イメージ

船場小学校・第五中学校
(施設一体型校舎)



コーディネーター業務や、乗り入れ授業の時間を捻出するための加配教員



船場小への
乗り入れ授業

中小への
乗り入れ授業

中小学校



連絡・調整

小中一貫教育
推進コーディネーター
(小中一貫教育推進担当者)



小中一貫教育推進担当者



●コーディネーターの役割

- 9年間の一貫したカリキュラムの作成
- 学園内の子どもたちの交流に関する企画・立案
- 学園内の教職員の合同研究会の企画・立案
- 乗り入れ授業の時間割調整
- 学園内の児童生徒の状況把握 (学園内の学校巡回)

4. 小・中学校の子ども同士、教職員同士の交流促進

小中一貫教育は、中学校区内の教職員の連携協力がベースになります。

また、小学生同士の交流や小学生と中学生の交流により、中学校への円滑な接続が期待されます。

■ 中学校区の交流活動に特化した交付金制度の創設（既存制度のリニューアル）

既存交付金制度である「教育活動充実事業費交付金」制度を改正し、違う学校の子ども同士、また異校種の教職員同士の交流に特化した交付金制度を創出します。

学校独自では予算の関係で踏み出しにくい小小交流や小中交流も、予算を確保することで、実施しやすくします。

■ 中学校登校の実施

- 中小学校の高学年児童が、定期的に船場一貫校に登校し、船場一貫校で授業を受ける機会を作ります。
- 中小学校の児童が船場一貫校で授業を受けるための教室を、船場一貫校に整備する予定です。

■ 中小学校での小・中学生の交流

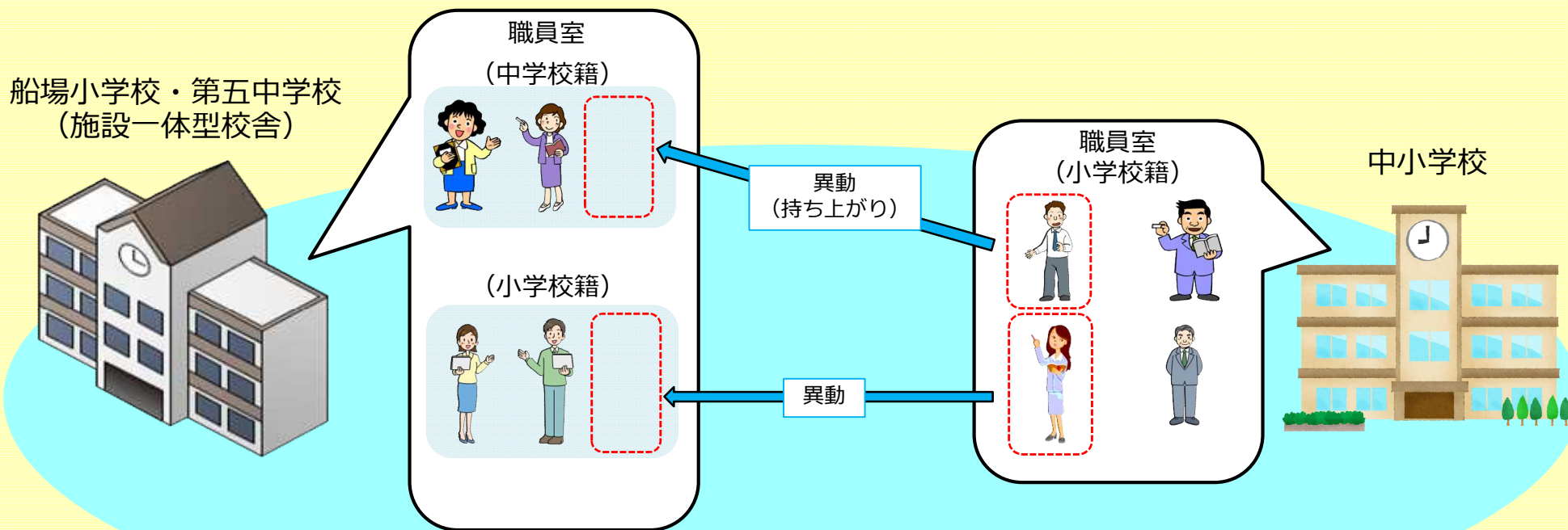
- 小小交流・小中交流を行うためのスペースとして、中小学校の敷地も活用します。
- 中小学校については、単に授業を受けるスペースではなく「中小学校にしかないもの」を設けることで、船場小学校・第五中学校の子どもたちや教職員自身が「中小学校に行きたい」と思える仕掛けを検討していきます。
- 具体的な設備については、今後の基本構想の中で検討を進めていく予定です。

5. 船場学園内での人事異動

【概要】

- 人事異動の際には、船場学園内での異動（特に中小学校から船場小学校への異動）を意識した配置を行います。
- 例えば、中小学校の教職員が船場小学校に異動することで、中小学校から第五中学校に進学した子どもにとっても学校内に「知っている先生がいる」状態を作ることができます。
- また、現在行っている小学校6年生の担任が中学校1年生に持ち上がる「持ち上がり人事」についても、継続して取り組んでいきます。

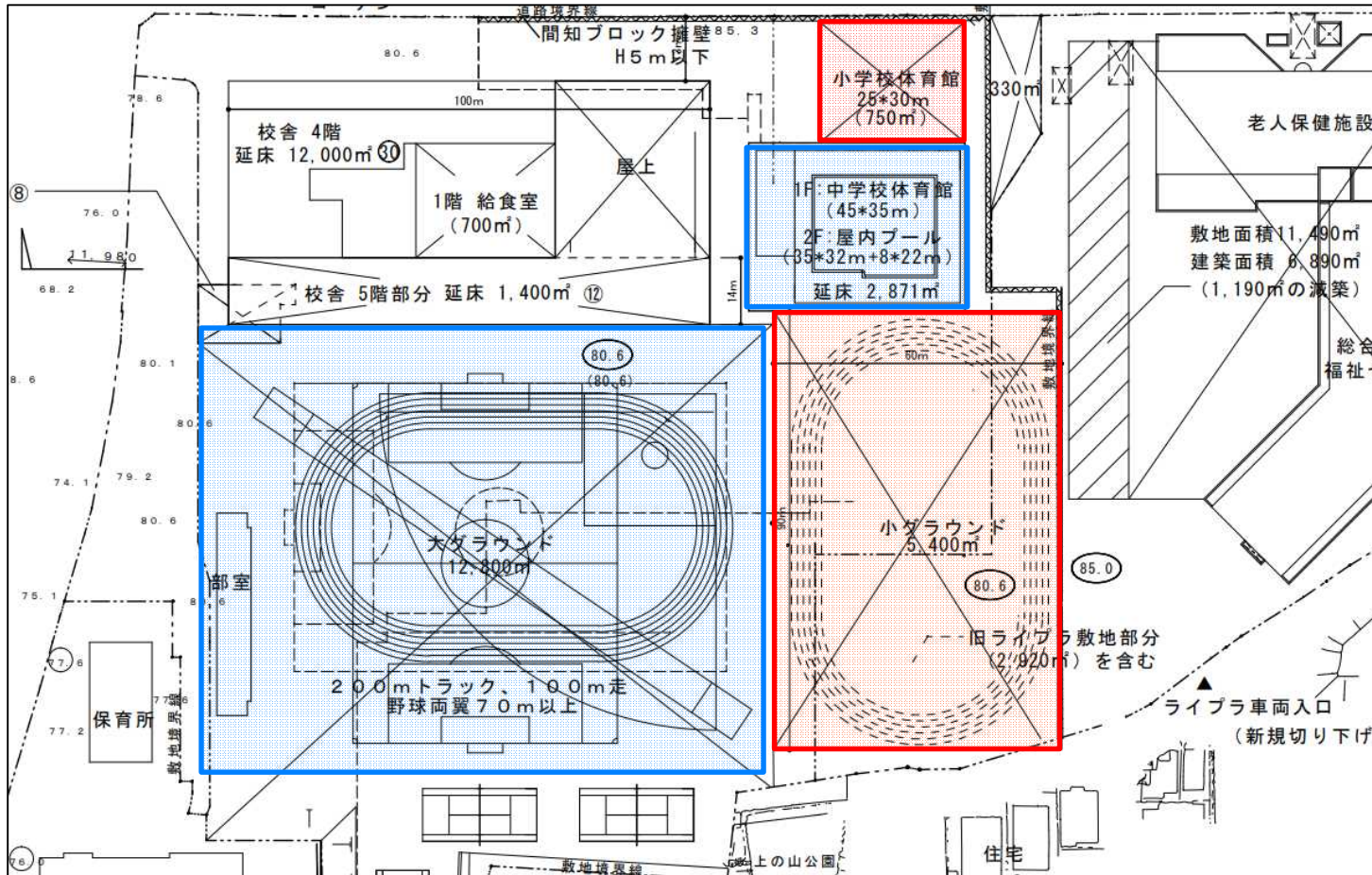
イメージ（人事異動の時期）



6. 学校施設の充実

■ 運動場・体育館・特別教室の整備

- 施設一体型校舎においても、9学年それぞれがスムーズに活動できるように、小学校用・中学校用それぞれの運動場・体育館を整備します。
- 理科室などの特別教室についても、既存の施設一体型小中一貫校と同様、小学校用・中学校用の教室の整備を予定しています。



※平面図はイメージです。具体的な校舎の配置等は設計段階で検討していきます。

7. 他の中学校区への波及

■ 「小中一貫教育の研究機能」整備

- 中小学校・船場小学校・第五中学校の学園を「小中一貫教育研究指定校」に位置づけ、小中一貫教育における取り組みを優先的に実施し、その成果や手法についての研究を進めます。
- そのために必要な設備（会議室・討議スペース・オンライン設備）の整備も検討しています。
- また、この学園での研究成果については、研修等を通じて他の中学校区に波及させていきます。

■ 施設一体型小中一貫校での勤務機会の増加と、計画的な人事異動

- 学識経験者からのヒアリングや、箕面市教員へのアンケート結果からも、施設一体型小中一貫校での勤務経験が、「義務教育9年間を見通した指導を行う意識」に良い影響を与えていることがわかっています。
- 新設校を、市内3校目の施設一体型校舎とすることで、教職員が施設一体型小中一貫校で勤務できる機会を増やすことができます。
- また、人事異動の際に、施設一体型小中一貫校での勤務経験の有無も考慮することで、施設一体型小中一貫校での経験を施設分離型校舎の中学校区にも波及させていくことが期待できます。